

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 7 年 10 月 14 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年10月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第67号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
			別紙のとおり					

(公示番号 九運公第67号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
鹿7廃5	廃止	南国交通株式会社	鹿児島県鹿児島市明和2-5-7先	鹿児島県鹿児島市明和3-17-13先	2.00	R8.4.1	沿線人口の減少による輸 送人員の減少及び乗務 員不足のため。	
			鹿児島県鹿児島市明和1-25-26先	鹿児島県鹿児島市明和1-1-9先	1.00			
			鹿児島県鹿児島市原良6-1-1先	鹿児島県鹿児島市原良7-1-1先	1.00			
			鹿児島県鹿児島市原良7-18先	鹿児島県鹿児島市原良7-18-2先	0.10			
			鹿児島県鹿児島市原良3-1-1先	鹿児島県鹿児島市永吉1-5-9先	2.50			
			鹿児島県鹿児島市永吉1-20-10先	鹿児島県鹿児島市永吉2-7先	2.50			
			鹿児島県鹿児島市本名町1639-2先	鹿児島県鹿児島市岡之原町1065-5	0.40			
			鹿児島県鹿児島市宮之浦町616-1先	鹿児島県鹿児島市本名町798-1先	0.40			
			鹿児島県鹿児島市宮之浦町1502-11先	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2095先	1.10			
			鹿児島県鹿児島市武岡4-20-1先	鹿児島県鹿児島市武岡6-7-30先	0.40			
			鹿児島県鹿児島市新栄町19-12先	鹿児島県鹿児島市鴨池新町2-1先	1.40			
			鹿児島県鹿児島市上荒田町25-19先	鹿児島県鹿児島市上荒田町37-1先	0.40			
			鹿児島県鹿児島市上本町17-15先	鹿児島県鹿児島市上本町15-10先	0.20			
			鹿児島県鹿児島市池之上町5-17先	鹿児島県鹿児島市清水町14-33先	0.50			